

東京学芸大学附属特別支援学校における性暴力・性犯罪防止に関する学校管理体制指針  
及び教職員の行動規範

令和5年6月6日

校長決定

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（教育職員性暴力等防止）が令和4年4月に施行されたことを踏まえ、児童（幼児・生徒）の人権を尊重し、本校において、幼児・児童・生徒等を性暴力・性犯罪から守るための学校管理体制の指針及び教職員の行動規範を下記のとおり定める。

記

【性暴力・性犯罪防止に関する学校管理体制指針】

- 1 本校に「性暴力防止委員会」を設置する。
- 2 「性暴力防止委員会」の構成員は、校長、副校長、各学部主任、教務主任、養護教諭、及び校長が必要と認めた者とする。
- 3 「性暴力防止委員会」の所掌事項は以下の通りとする。
  - (1) 幼児・児童・生徒及び保護者に対する啓発活動
  - (2) 幼児・児童・生徒及び保護者に対するアンケート調査の実施
  - (3) 教職員に対する啓発及び研修の実施
  - (4) 幼児・児童・生徒及び保護者からの性暴力・性犯罪等に関する相談・訴え等があった場合の調査・対応
  - (5) 必要に応じた外部機関との連携
  - (6) その他、校長が必要と認めた事項

【性暴力・性犯罪防止に関する教職員の行動規範】

- 1 幼児・児童・生徒・保護者からの相談等や生徒指導上の諸問題は、一人で抱え込むことなく、教職員集団で情報を共有しチームで対応する。
- 2 密室になるような場所で幼児・児童・生徒と二人きりになって個別の指導をすることは原則としてしない。なお、緊急性等がある時やプライバシーを保護する必要がある時など、やむを得ず密室での個別の指導が必要な場合は、事後に管理職あるいは学部主事に報告をする。個別の指導をする時に障害特性上密室にしなければならない場合は、事前に管理職あるいは学部主事に相談をする。
- 3 幼児・児童・生徒に対する指導上不必要な身体接触は行わない。幼稚部と小学部低学年を除き、児童・生徒の着替えや排泄等の指導・介助においては、同性介助を原則とする。
- 4 個人のスマートフォンやデジタルカメラ等を使用して、幼児・児童・生徒の撮影は行わない。
- 5 SNS 等を用いた幼児・児童・生徒及び保護者等への連絡に関しては、「東京学芸大学附属学校教職員によるSNS 等を用いた児童生徒等への連絡に関するガイドライン」に従うこととする。
- 6 幼児・児童・生徒と校外で個人的に会うことはしない。また、幼児・児童・生徒を教職員の自宅等に迎えたり、自家用自動車に同乗させたりしない。
- 7 校内外における教職員による幼児・児童・生徒への不適切な言動を見たり聞いたりした場合は、速やかに管理職に報告する。

大学との共同研究や連携、及び社会・地域との連携事業等、教育課程外の活動においても、上記行動規範を遵守するものとする。